(b)　この章の規定に関連するその他の問題（原産地の決定に関連する関税分類及び関税評価、原産資格割合の計算並びに電子証明の制度の開発を含む。）であって両締約国が合意するものについて検討すること。

(c)　委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(d)　委員会が委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。

第七十条　運用上の手続規則

委員会は、この協定の効力発生の時に、この章の規定に関する詳細な指針を定める運用上の手続規則を採択することができる。

第七十一条　雑則

輸入締約国と輸出締約国との間の連絡については、英語により行う。

第七十二条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定

この協定は、この章の規定に適合する産品であって、この協定の効力発生の日に輸出締約国から輸入締約国に輸送中であり、又は税関当局の監督下で保税倉庫に一時蔵置されているものについて適用することができる。ただし、遡及して発給された原産地証明書又は原産地申告が、当該産品が第五十二条に規定する積送基準を満たすことを示す第六十条に規定する文書とともに、この協定の効力発生の日の後四箇月以内に、輸入締約国の税関当局に提出されることを条件とする。

第四章　税関手続及び貿易円滑化

第七十三条　適用範囲

1　この章の規定は、両締約国間で取引される物品の通関及び両締約国間で取引される物品（輸送手段を含む。）であって両締約国の関税領域に出入りするものに対する税関管理に必要な税関手続について適用する。

2　この章の規定は、両締約国により、各締約国の法令に従って実施される。

注釈　この条及び第七十五条の規定の適用上、「関税領域」とは、締約国の関税法令が適用される領域をいう。

第七十四条　目的

この章は、両締約国間の物品の貿易を円滑化し、並びに関税法令の違反を防止し、調査し、及び抑止するため、次のことを行うことを目的とする。

(a)　透明性、関税法令の適正な適用及び物品の速やかな通関を確保する枠組みを確立すること。

(b)　税関手続の分野における協力を促進すること。

第七十五条　定義

この章の規定の適用上、「関税法令」とは、物品の輸入、輸出及び通過又は蔵置に関する法令であって、各締約国の関税領域の境界を越える規制物品の移動の禁止、制限その他これらに類する規制に関するものをいう。

第七十六条　透明性

1　各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用される全ての関連情報を、いかなる利害関係者についても、可能な限り英語により、容易に利用可能なものとすることを確保する。

2　各締約国は、利用可能なものとされた情報を自国の関税法令の改正により修正しなければならない場合には、利害関係者が当該改正を考慮に入れることができるよう、可能な限り、修正された情報を当該改正の効力発生に十分先立って英語により容易に利用可能なものとする。ただし、その事前の周知を行うことができない場合は、この限りでない。

3　各締約国は、両締約国の利害関係者の要請があった場合には、自国の関税法令に関し当該利害関係者が提起した個別的な税関に係る事項についての情報をできる限り迅速かつ正確に提供する。各締約国は、特に要請された情報のみでなく、利害関係者が知るべきであると考えるその他の適切な情報も併せて提供する。

4　各締約国は、税関に係る事項に関する両締約国の利害関係者からの妥当な照会に応ずる一又は二以上の照会所を指定し、特に自国のウェブサイトにより、当該照会所の名称及び住所を公に利用可能なものとする。

第七十七条　情報通信技術

各締約国は、自国の税関手続における情報通信技術の利用を促進する。

第七十八条　危険度に応じた管理手法

税関手続を容易にするため、両締約国は、危険度の高い物品の検査活動に集中することができる危険度に応じた管理手法の制度であって、危険度の低い物品の通関（引取りを含む。）及び移動を簡素化するものを維持する。

第七十九条　通関

1　両締約国は、予見可能であり、かつ、一貫性及び透明性がある方法でそれぞれの税関手続を適用する。

2　各締約国は、両締約国間で取引される物品の速やかな通関（引取りを含む。）のため、次のことを行う。

(a)　自国の税関手続を簡素化すること。

(b)　関税協力理事会の主催の下で作成される標準規定及び勧告規定その他の関連する国際的な基準及び勧告された慣行に自国の税関手続を可能な限り調和させること。

(c)　適当な場合には、自国の税関当局と次のものとの間の協力を促進すること。

(i)　自国の他の国内当局

(ii)　自国の貿易関係者

(d)　次の税関手続を採用し、又は維持すること。

(i)　輸入される物品が到着する前に当該物品の通関に関する情報（文書を含む。）を確認するための税関手続

(ii)　税関当局が検査を終了した後又は検査を行わないことを決定した後に保税倉庫に蔵置することなく直ちに物品を輸入のために引き取ることを認めるための税関手続。ただし、次の全ての条件を満たす場合に限る。

(A)　関税法令の違反がないこと。

(B)　輸入承認書その他必要とされる書類が取得されていること。

(C)　関連する税関手続について全ての許可が与えられていること。

(D)　税が納付されており、又はその徴収を確保するために適切な措置がとられていること。

第八十条　積荷のための別個のかつ迅速な税関手続

各締約国は、積荷のための税関手続であって、通常の税関手続とは別個の、かつ、通常の税関手続よりも迅速なものを採用し、又は維持する。その手続においては、各締約国の法令に従い必要な全ての税関書類が提出された後の簡素化された物品の通関について規定するものとする。

第八十一条　事前教示

輸入締約国は、自国の法令に従い、産品の関税分類及び関税評価並びに当該産品が前章の規定に従って輸出締約国の原産品とされるか否かに関し、当該産品の輸入に先立つ事前の教示についての手続を採用し、又は維持する。ただし、産品の輸入者若しくは権限を与えられた当該輸入者の代理人又は輸出締約国に所在する当該産品の輸出者、生産者若しくは権限を与えられた当該輸出者若しくは当該生産者の代理人が、必要な全ての情報とともに書面による当該事前の教示の申請を行い、かつ、輸入締約国が当該事前の教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合に限る。

第八十二条　審査

各締約国は、自国による税関に係る事項についての決定に関し、影響を受ける当事者に対し、容易に利用可能な行政上及び司法上の審査についての手続を提供する。当該審査は、当該決定を行った職員又は部局から独立したものとする。